第五章　軽自動車検査協会関係

１．軽自動車検査協会の業務等について

1.協会の業務等

（１）業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（２）事務所所在地等

事務所	〒	所在地	ＴＥＬ
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲１２５８番地１８ （国分寺流通センター内）	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町１８１４番地の２	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜３１０６番地２	050-3816-3125

（３）業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

（土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業）

（４）ユーザー車検予約システム（平成２７年１月３０日～）

〇パソコン（インターネット）、スマートフォン、

第３世代以降の機種による携帯電話（WEB）での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3818-8669

徳島事務所　050-3818-8670

愛媛事務所　050-3818-8671

高知事務所　050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録（アカウント登録）が必要です。

軽自動車検査協会からのお知らせ

平成26年10月1日（水）より

軽自動車検査協会の各事務所の電話番号が変わります。

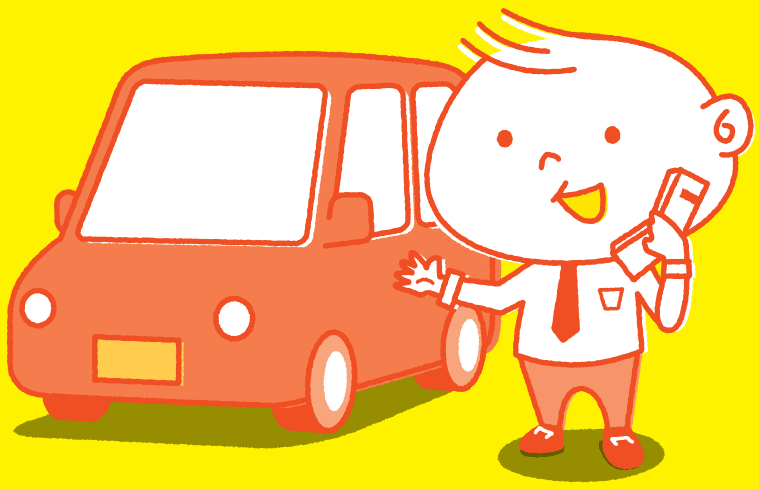

事務所へおかけになった電話は、
コールセンターにてお受けいたします。

香川主管事務所管内
コールセンター電話番号一覧

受付時間 8:30～17:00　休業日 土・日・祝日・12/29～1/3

香川主管事務所	☎050-3816-3122
徳島事務所	☎050-3816-3123
愛媛事務所	☎050-3816-3124
高知事務所	☎050-3816-3125

平成29年1月19日

お　知　ら　せ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成２９年２月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

１．空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。

２．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック

（例）

②側方エアバック

（例）

③ブレーキ

（例）

④ＡＢＳ

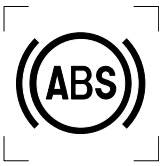

（例）

⑤原動機

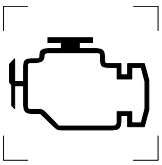

（例）

３．原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

４．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～ＯＣＲの記載について～

平成２９年４月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、関連するＯＣＲシートに証明書指示欄及び□チェックの欄が追加されました。

平成２９年４月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに新規検査、継続検査、予備検査（保安基準適合証のみ）、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

＜電子保適証を利用しない場合＞

保安基準適合証の電子化を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「１」を記載してください。

㊹証明書指示

1

1　保・自提出
2　保適証提出
3　自賠責提出

＜電子保適証を利用する場合＞

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□にチェック（レ）が必要です。

㊹証明書指示

記入しない

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

５．軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車ＯＳＳ）導入に係る基本方針の決定について

プレスリリース

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成２９年５月２５日

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車ＯＳＳ）導入に係る基本方針の決定について

１．軽自動車ＯＳＳ導入の背景

軽自動車ＯＳＳについては、国土交通省に設置された「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」における報告書（平成２７年１月）において、「軽自動車については、平成２５年度の全自動車の保有台数に占める割合が約４０％に達しており、従来に比べその手続面での負担軽減効果も大きいものと考えられる。このため、現在ＯＳＳが導入されていない軽自動車について、早ければ平成３１年からの導入を目指した検討を平成２６年度から開始する」旨記載されたことを受け、必要な調査等を経て、平成２８年度において、関係省庁、学識経験者のご協力を賜り、軽自動車ＯＳＳの目指すべき姿であるグランドデザイン（協会ＨＰに掲載）をとりまとめました。

なお、同デザインをとりまとめるにあたり、より具体的な方針を定めるため、引き続き関係機関、関係団体と調整を進めることとしました。

２．軽自動車ＯＳＳに係る基本方針の決定

今般、協会は、グランドデザイン策定以降、引き続き実施してきた関係機関との調整状況、関係団体へのヒアリング結果等を勘案し、下記のとおり、軽自動車ＯＳＳに係る基本方針について決定しました。

今後は、同方針に基づき、運用開始に向け、システム詳細設計等諸準備を着実に進めてまいる予定です。

【軽自動車ＯＳＳに係る基本方針】

- サービス開始時期：平成３１年１月
- サービス対象手続：平成３１年１月に継続検査（指定整備）から開始し、同年９月には新車新規検査（型式指定車）を対象
- サービス対象地域：今夏（８月めど）に決定

（連絡先）
軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課
住所　東京都新宿区西新宿 3-2-11
電話　03－5324－6611　FAX 03－5324－6621